

令和2年度未来企業育成事業募集要領

1 目的

公益財団法人わかやま産業振興財団（以下「財団」という。）は、県内中小企業の研究開発支援として、産学官の活発な人的交流と情報交換等を通じて事業化への芽を育むとともに、その共同研究を支援することにより、新事業創出を推進することを目的として、県内中小企業者と大学、高等専門学校、公設試験研究機関等の共同研究連携体（以下「連携体」という。）の中核となる中小企業者（以下「中核企業」という。）に、共同研究を委託します。

2 対象者及び実施体制

連携体を構成する中核企業に、共同研究を委託します。

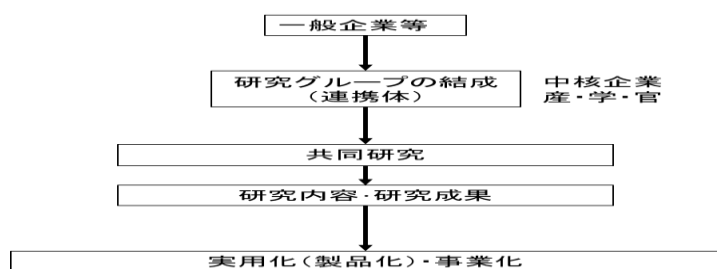
なお、中核企業及び連携体を構成する「産」、「学」、「官」は以下のとおりです。

- ・中核企業とは、和歌山県内に主たる事業所を有する中小企業者。

※中小企業者とは、中小企業基本法第2条第1項又は第5項の規定による。

- ・「産」とは、和歌山県内外の中小企業者、大企業、金融機関で、所在地は特に問いません。
- ・「学」とは、和歌山県内外の大学、国立工業高等専門学校等で、所在地は特に問いません。
- ・「官」とは、和歌山県内外の公設試験研究機関、国立研究機関等で、所在地は特に問いません。

ただし、連携体は、中核企業のほか、「学」又は「官」から少なくとも1機関以上の参画を要するものとします。



3 対象となる共同研究

大学・公設試験研究機関等が有する研究成果・技術を有効に活用でき、新事業の創出、事業化に結びつく研究開発であって、連携体において、事業化の可能性と予定時期、事業化計画と資金計画、開発した製品等の市場性、連携体を構成する企業の売り上げ予測と予定販路等について、十分に検討をされている共同研究とします。

また、第二次和歌山県産業技術基本計画に定められた以下の重点分野を優先対象とします。

- ① 「ロボット等加工・組立技術分野」
- ② 「化学分野」
- ③ 「医療・福祉分野」
- ④ 「バイオ・食品分野」
- ⑤ 「エネルギー・環境分野」
- ⑥ 「IT・ソフトウェア・通信技術分野」
- ⑦ 「農業・林業・水産業分野」
- ⑧ 「航空・宇宙分野」

4 共同研究期間

共同研究期間は、契約締結の日から翌年の令和3年2月18日（木）までです。

5 共同研究委託費の規模

1件当たり、50万円以上400万円以内（消費税及び地方消費税込み）とします。

6 共同研究の選定

(1) 選定方法

委託する共同研究提案は、次の審査を経て選定します。

(第一次審査) 6月上旬、書類及びヒアリングによる審査。

(第二次審査) 6月下旬、未来企業育成事業審査委員会におけるプレゼンテーションによる審査。

※ 第一次審査及び第二次審査の時期は予定です。

(2) 審査基準

以下のア～オに掲げる審査基準により総合的に審査します。

ア 研究内容の新規性・優位性

- ・基盤となる大学、研究機関等の研究成果・技術において新規性・信頼性を有しているか。
- ・研究内容が新規性・独創性を有しているか。
- ・研究内容が既存研究と競合する場合、先導性・優位性を有しているか。

イ 事業化の可能性

- ・研究開発の内容において新規性・革新性を有しているか。
- ・想定される市場の規模、成長率等から事業化が期待できるか。

ウ 県産業の活性化及び地域発展への寄与等

- ・県内産業の活性化が期待できるか。
- ・地域への経済的波及効果が期待できるか。

エ 実施体制の妥当性

- ・連携体構成企業・機関の役割が明確にされており、共同研究を実施する体制として妥当であるか。

オ 実施計画の具体性・整合性

- ・実施計画が具体的に示されており、実施体制、研究開発内容、目的及び課題・解決方法、スケジュール、経費など全体として整合性があるか。

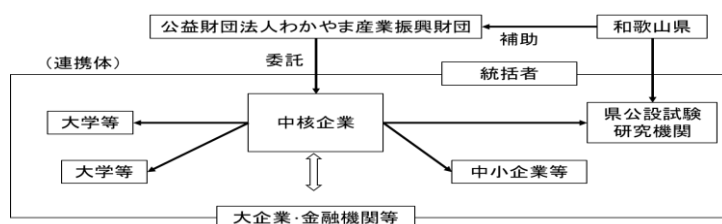
7 契約

(1) 委託契約の締結

採択した共同研究については、財団と中核企業の間で委託契約を締結します。中核企業は、共同研究の運営管理、連携体構成員相互の連絡調整、経理などの事務的管理を行う機関であり、財団からの委託契約における受託者としての一切の契約責任を有します。また、中核企業は、共同研究実施計画及び成果の取りまとめを行う統括者の指名を行ってください。

なお、中核企業と連携体を構成する機関（県公設試験研究機関を除く）は、再委託契約に係る契約等を締結する必要があります。当該契約等の締結については、共同研究を確実に実行するため、連携体内で協議して決定してください。

県公設試験研究機関については、直接県（主管課）から対象経費が予算配当されます。



(2) 対象経費

対象経費は、共同研究を実施するために必要な経費であって、次に掲げるものとしします。

ただし、対象経費の支出に伴う消費税及び地方消費税及び対象経費を金融機関からの振り込みの際に要する手数料についても対象とし、それぞれ各経費に計上できるものとしします。

また、対象経費の内容については、別に定めるものとしします。

- ア 賃金
- イ 謝金
- ウ 旅費
- エ 消耗品費
- オ 印刷製本費

- カ 飼料費
- キ 通信運搬費
- ク 手数料
- ケ 使用料及び賃借料
- コ 原材料費
- サ 備品費
- シ 委託料
- ス 間接経費
- セ 連携体内経費

(3) 共同研究成果

ア 共同研究実績報告書

委託契約に基づき、所定の様式にて共同研究実績報告書を令和3年3月1日（月）までに提出してください。

イ 知的所有権の帰属

共同研究を実施することにより特許権等の知的所有権が発生した場合は、その知的所有権の帰属先は、以下の3条件を遵守していただくことを条件に原則として発明者となります。

- ①知的所有権に関して出願・申請の手続きを行った場合、遅滞なく財団に報告する。
- ②財団が公共の利益のために、特に必要があるとして要請する場合、財団に対し、当該知的所有権を無償で利用する権利を許諾する。
- ③当該知的財産権等を正当な理由なく相当期間活用していない場合において、財団が特に必要があるとして求める場合には、適正な価格で当該知財財産権等を実施する権利を第三者に許諾する。

ウ 共同研究成果の公表

共同研究終了後、得られた共同研究成果は原則として公表します。ただし、連携体代表者が知的所有権取得等業務上の支障を理由に財団に公表しないように申し入れたときは、公表の時期・内容について、財団と連携体代表者が協議して決定します。また、連携体構成員においても、新聞、雑誌、インターネット、各種発表会等を通じて積極的に共同研究成果の普及活動に努めてください。その際は、事前に財団の了承を得た上で、当該研究成果が「未来企業育成事業」を活用して得られたものであることを明確にして公表してください。

8 事業終了後の補完研究、追跡調査に関すること

共同研究終了後5年間、その後の事業化の進捗状況や共同研究成果の普及活動について追跡調査を行います。

なお、連携体が研究開発期間終了時点で、事業化に至らなかった場合、引き続き事業化に向けて補完研究を継続して実施することができます。

9 応募

(1) 提案者

中核企業の代表者が応募してください。

(2) 応募書類

所定の様式にて未来企業育成事業共同研究提案書を下記(3)の期日までに提出してください。用紙はA4サイズで、文章は原則としてWord等を使用してください。

(3) 募集期間

令和2年4月20日（月）～5月29日（金）午後5時（必着）

(4) 提出先

下記11の提出先に郵送又は持参して提出してください。
E-mail 及び FAX での受付はいたしません。

10 その他

- (1) 応募にあたっては、必ず「令和2年度未来企業育成事業実施における留意事項について」を熟読してください。
- (2) 同一研究者の同一又は著しく類似した内容の共同研究に対して、国の補助金、助成金等（府県、

事業団などを通じて行う補助金などを含む)と重複して交付されることはありません。
(3) 受託者が委託契約等に違反する行為等(例:他の用途への無断流用、虚偽報告など)をした場合は、契約解除・返還・不正の内容の公表等を行うことがあります。

1 1 提出先・お問い合わせ先

〒640-8033 和歌山市本町二丁目1番地 フォルテワジマ6階
公益財団法人わかやま産業振興財団 テクノ振興部 テクノ振興班 村田
TEL : 073-432-5122
FAX : 073-432-3314
E-mail : tk7@yarukiouendan.jp
URL : <https://yarukiouendan.or.jp/>